

広告



高齢者を狙う 悪質商法にご注意を

最近、高齢者を狙い、浄水器や布団などの商品を言葉巧みに販売する悪質商法の被害が増加しています。

相談に占める60歳以上の高齢者の割合は年々高くなっており、平成18年度は、16年度と比べておよそ2倍になっています。

高齢者など弱い立場にある人を、悪質な訪問販売などの被害から守るためには、日ごろから地域で連携し、声を掛け合うことが大切です。

■悪質商法から身を守るための注意点

- 注意 1** 町内に怪しい業者が来たら、近所にも知らせて注意し合おう
- 注意 2** 日ごろから、悪質業者の手口を話題にして用心しよう
- 注意 3** 契約する前に、誰かと一度は相談しよう
- 注意 4** 強引に契約させられたら、すぐに消費者センターか警察に相談しよう



被害に遭ったら、クーリングオフ制度の活用を

商品を使用した後や、工事が完了した後でも、契約日から8日以内は無条件で解約できる制度です

詳細 消費者センター ☎728-2121

高齢者の医療制度が変わります

医療費が増加する中、今後も医療保険制度を維持していくため、高齢化社会に対応した新たな医療制度が来年4月から始まります。

- 対象は？ 75歳以上の方、一定の障がいのある65歳以上の方です
- 何が変わるの？

来年3月まで

国保、社保などの健康保険に加入しながら、老人保健で医療を受けます

来年4月から

健康保険を脱退し、新しく創設される「後期高齢者医療制度」に加入します

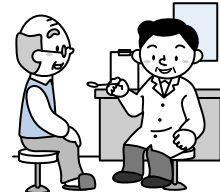


- 加入の手続きは？ 不要です。3月に対象者へ保険証を郵送します
- 保険料は？

新しい保険料は11月末に決定。世帯主ではなく本人が支払うため、原則本人の年金から天引きされます

- 自己負担は？

現在の老人保健制度と同じ1割負担（高所得者は3割負担）です



※詳しくは、老人保健受給者へ12月に送付する文書をご覧ください。

詳細 北海道後期高齢者医療広域連合 ☎290-5601